

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111 (内線 22-271)
 011-232-1385
 FAX 富士プリント(株)
 印刷

ページ

規則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (保健福祉部総務課) 二七四
- 北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則 (農村振興課) 二七四

告示

- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産経営課) 二七五
- 騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正 (環境保全課) 二七五
- 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動を規制する地域の指定の一部改正 (環境保全課) 二七五
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正 (環境保全課) 二七五
- 特定非営利活動法人設立の認証の申請 (生活振興課) 二七五
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活振興課) 二七七
- 平成十四年度調理師試験の実施 (地域保健課) 二七七
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (食品衛生課) 二七八
- 土地改良法による道管換地処分 (農地調整課) 二七八
- 道管土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 二七八
- 公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 二七九
- 道路の区域の変更(五件) (道路整備課) 二七九
- 道路の供用の開始(四件) (道路整備課) 二八一
- 道路の区域の変更及び供用の開始(二件) (道路整備課) 二八二
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 二八四
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (砂防災害課) 二八五
- 都市計画の変更の決定 (都市計画課) 二八七
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課) 二九〇
- 補助金等の交付に関する権限の委任の一部改正 (出納局総務課) 二九〇
- 特定計量器定期検査の実施 (計量検定所) 二九〇
- 収去飼料の試験結果の概要 (酪農畜産課) 二九二

公告

○公募型プロボウザルの実施 二九二

○道教育委員会教育長告示 二九三

○特定調達契約に係る落札者等の公示 二九三

○道公安委員会規則 二九三

○道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則 二九三

○道公安委員会告示 二九三

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示 二九四

○道警察本部告示 二九四

○夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程 二九八

○一般競争入札の資格に関する公示 三〇〇

○一般競争入札の実施に関する公告 三〇一

○道北連合海区漁業調整委員会告示 三〇一

○「固定式刺し網」、「流し網」及び「はえなわ」を使用して行う漁業に関する委員会指示 三〇二

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(規則第十四号)

一 趣旨

警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律施行令の改正に伴い救助に関する業務に協力した者の扶助金の支給基礎額に加算する額を改定するとともに、応急仮設住宅の設置戸数の制限を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 応急仮設住宅の設置戸数の制限を廃止することとした(第二十一条第一項関係)。
- 2 救助に関する業務に協力した者の扶助金の支給基礎額に加算する額について、扶養親族たる子、父母等のうち、二人までの加算額を百八十三円から二百円に、三人目からの加算額を一人につき六十七円から百円に引き上げることとした(第三十六条第三項関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第十五号)

一 趣旨

農村地域工業等導入資金の貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

平成十四年三月二十六日 火曜日

二七四

1 農村地域工業等導入資金の貸付対象となる貸付利率を従来の貸付利率から〇・五ポイント引き上げることとした(第二条第三項及び第四項関係)。

2 農村地域工業等導入資金の利子補給率を従来の利子補給率から、〇・一五ポイント引き下げることとした(第四条関係)。

三 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成十四年二月二十日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金から適用することとした。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第十六号)

一 趣旨
漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容
漁業近代化資金のうち、総トン数二〇トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二〇トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金に係る利子補給率を〇・一五ポイント引き下げることとした(第二条第二項の表第二号関係)。

三 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成十四年二月二十日以後の利子補給承認分から適用することとした。

道路交通法の規定に基づき講習に関する規則の一部を改正する規則(北海道公安委員会規則第一号)

一 趣旨及び内容
夏期冬道安全運転講習の実施方法を変更することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日
この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十六日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十一年北海道規則第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十六条第三項中「百八十三円」を「二百円」に、「六十七円を」を「百円を」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の災害救助法施行細則第三十六条第三項の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十六日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第十五号

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則(昭和四十九年北海道規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年一・〇五パーセント」を「年一・六パーセント」に改め、同条第四項第五号中「年一・三五パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同項第六号中「年一・一パーセント」を「年一・六五パーセント」に改め、同項第七号中「年一・三五パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同項第八号中「年一・二パーセント」を「年一・七五パーセント」に改める。

第四条第一号イ中「年一・四パーセント」を「年一・二五パーセント」に改め、同号ロ中「年一・一パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改め、同号ハ中「年一・三五パーセント」を「年一・二パーセント」に改め、同号ニ中「年一・一パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改め、同号ホ中「年一・二五パーセント」を「年一・一パーセント」に改め、同条第二号イ中「年一・一パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改め、同号ロ中「年〇・八パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同号ハ中「年一・〇五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、同号ニ中「年〇・八パーセント」を「年〇・六五パーセント」に改め、同号ホ中「年〇・九五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道農村地域工業等導入資金利子補給規則の規定は、平成十四年二月二十日以後に貸し付けられた農村地域工業等導入資金について適用し、同日前に

賞し付けられた農村地域工業等導入資金については、なお従前の例による。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成十四年三月二十六日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第十六号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年北海道規則第九十三号）の「第二条の二」を「年一・二五パーセント」を「年一・一パーセント」に改める。

「年一・〇五パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則が公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年二月二〇日の後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日施行する「」を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

道 公 報

北海道告示第 481 号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年4月1日から施行する。

平成十四年3月26日

北海道知事 堀 達 也

釧路市、岩見沢市、石狩市、江差町及び東神楽町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 482 号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び

特定建設作業に伴つて発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年4月1日から施行する。

平成十四年3月26日

北海道知事 堀 達 也

釧路市、岩見沢市、石狩市、江差町及び東神楽町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に指定地域となつた日である。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 483 号

平成元年北海道告示第397号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年4月1日から施行する。

平成十四年3月26日

北海道知事 堀 達 也

東神楽町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定する「規制地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に規制地域となつた日である。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 484 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により公告する。

平成十四年3月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 申請のあつた年月日 平成十四年3月1日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 アイヴイネットワーク
- (3) 代表者の氏名 齋藤 稔
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北41条東6丁目3番23号

<p>(5) 定款に記載された目的</p> <p>(2) 申請のあった年月日 平成14年3月7日</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の名称 北海道オーガニック推進協会 菊地 晃二</p> <p>(4) 代表者の氏名 札幌市北区あいの里4条3丁目4番27号</p> <p>(5) 主たる事務所の所在地 この法人は、生命の根源である健康と環境保全を重視した自然・有機食品に係る基準と検査・認証システムに関する知識及び理念の普及啓発や認定農産物の普及に努め、その社会的信頼性を高めるとともに、環境負荷の少ない生産・加工・流通・消費社会を構築し、もって地球環境の保全に寄与することを目的とする。</p>	<p>(5) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、助け合いの精神に基づき、札幌市及びその近隣の生活上の援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して会員の豊かな知識・経験を活かし、社会参加に必要な援助活動を行うことによって、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>(5) 定款に記載された目的</p> <p>(2) 申請のあった年月日 平成14年3月7日</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の名称 子育てネットワークとかち 正村紀美子</p> <p>(4) 代表者の氏名 河西郡芽室町東1条南7丁目5番地8</p> <p>(5) 主たる事務所の所在地 この法人は、子育て中の母親が母親の視点で子育ての環境を考え、子育てを楽しむことのできる社会を目指して多様な支援活動を展開し、広く普及を図るとともに保健、福祉、社会教育、環境、まちづくりなど様々な分野で活動している団体とのネットワークを組むことにより、母親同士がともに支え合う豊かな地域社会の実現と自立した女性の創造を目的とする。</p>	<p>(5) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、社会教育・レクリエーションの場や優れた景観などの提供、更には癒しや安らぎを与えてくれるなど、多様な機能を持った森林とのふれあいを通じて、森林文化の創造や自然との共生を図ると共に、自然環境の保全に寄与することを目的とする。</p>
<p>(5) 定款に記載された目的</p> <p>(2) 申請のあった年月日 平成14年3月8日</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の名称 トカチの森 川田 淳</p> <p>(4) 代表者の氏名 帯広市東5条南5丁目1番地 川田工業株式会社内</p> <p>(5) 主たる事務所の所在地</p>	<p>(5) 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、幼年から高齢者まで老若男女を問わず、サッカーを通じてスポーツを楽しみたいと考えているすべての人々に対して、心身ともに健康で豊かな生活を送る為に、生涯型スポーツとしての環境を創造・提供するとともに、それに関する事業を行う。また、国際的なスポーツ交流をも推進し、北海道におけるスポーツ文化醸成の未来づくりに寄与することを目的とする。</p>

北海道告示第485号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり定款の変更（名称及び役員に関する事項の変更）の認証の申請があったので、同条第5項において準用する法第10条第2項の規定により公告する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 申請のあった年月日 平成14年2月25日
- 2 特定非営利活動法人の名称 ゆとり介護ステーション
- 3 代表者の氏名 佐藤理栄子
- 4 主たる事務所の所在地 北海道目梨郡羅臼町春日町46番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、羅臼町の高齢者並びに障害者の方に対し、人間らしく誇りを持って明るく楽しく暮らせるよう生きがい事業、訪問介護事業や介護サービス計画の企画及び立案に関する事業等を行い、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

北海道告示第486号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成14年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達也

- 1 試験の日時 平成14年8月29日（木）
午後1時30分から4時まで
- 2 試験地及び試験会場
(1) 試験は、次の表の右欄に掲げる市町村に住所を有する受験者について、それぞれ同表の左欄に掲げる市において行う。

試験地	市	町	村
札幌市	札幌市、石狩市、当別町、厚田村、浜益村		
函館市	函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、大野町、七飯町、戸井町、恵山町、樫法華村、南茅部町、鹿部町、砂原町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、熊石町、奥尻町、大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町		
小樽市	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留		

旭川市	旭川市、士別市、名寄市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、朝日町、風連町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
室蘭市	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、虹田町、洞爺村、大滝村、壮瞥町
釧路市	釧路市、根室市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
帯広市	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、忠類村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
北見市	北見市、網走市、紋別市、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、端野町、訓子府町、置戸町、留辺蘂町、佐呂間町、常呂町、生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村、上湧別町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
岩見沢市	夕張市、岩見沢市、美瑛市、江別市、三笠市、新篠津村、北村、栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
苫小牧市	苫小牧市、白老町、早来町、追分町、厚真町、鶴川町、穂別町、日高町、平取町、門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町、様似町、えりも町
稚内市	稚内市、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、歌登町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
千歳市	千歳市、恵庭市、北広島市
滝川市	留萌市、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村

(2) 試験会場は、出願者に対し受験票により通知する。

3 試験科目及び試験方法

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食

4 受験資格

品衛生学及び調理理論について筆記試験を実施する。
学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（調理師法附則第3項の規定により学校教育法第47条に規定

第1351号

報 告 公 開 規 則

する者とみなされる者を含む。)であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号(飲食店営業)、第11号(魚介類販売業)若しくは第28号(そうざい製造業)に掲げる営業において平成14年5月31日までに2年以上調理の業務に従事したもの

5 受験願書の提出先及び受付期間

(1) 提出先 札幌市、函館市、小樽市又は旭川市に住所を有する者は、その市の保健所(札幌市においては、各区保健センター内の生活衛生担当課を含む。)その他の市町村に住所を有する者は、上記を除く最寄りの保健所又は支所

(2) 受付期間 平成14年5月27日(月)から31日(金)までとする。

なお、郵送の場合は、平成14年5月31日までの消印のあるもの限り受け付ける。
また、受験に関する書類を受理した後は、これを返還しない。
書類に不備があった場合には、受験できないので注意すること。

6 提出書類

(1) 調理師試験受験願書 1部(札幌市、函館市、小樽市又は旭川市の各保健所に提出する場合には、正副2部)

(2) 調理師試験受験者整理カード 写真(出願前3か月以内に脱帽して、正面上半身を撮影したものを)をはり付けたもの1部
6,550円に相当する額面の北海道収入証紙を調理師試験受験願書の所定の欄にはり付け、印章又は署名により消印すること。

8 受験票の送付 受験願書を受理したときは、試験場所その他受験上の注意事項を記載した受験票を送付する。

9 合格発表表 平成14年9月25日(水)受験者の住所地を所管する保健所又は支所に受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を送付する。

北海道告示第487号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
プラテリアBSE輸入代行一式 225セット

2 随意契約の相手方を決定した日
平成14年1月21日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 日本パイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社

(2) 住 所 東京都荒川区東日暮里5-7-18 コスモパークビル

4 随意契約に係る契約金額
55,991,250円

5 契約の相手方を決定した手続
随意契約

6 随意契約によつた理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第488号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、芦別市常磐地区の換地処分をした。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第489号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年3月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

地区名 沼 事業の種類 北海道知事 堀 達 也
新 沼 土地改良総合整備[担い手育成型](農業用排水、北海道石狩支庁 暗さよ、農道)

北海道告示第 490 号
 札幌市長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年3月26日
 北海道知事 堀 達也
 1 作業種類 公共測量（基準点の新設及び移設）
 2 作業期間 平成13年11月11日から平成14年2月19日まで
 3 作業地域 札幌市
 北海道告示第 491 号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年3月26日
 北海道知事 堀 達也

道路の種類	道路（開発道路）	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	縦覧場	場所
1	道路の種類	道路（開発道路）	変更前後の別	敷地の幅員	延長	縦覧場	場所
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所						
	美唄富良野線	美唄市道有林岩見沢経営区533林班05小班から 美唄市道有林岩見沢経営区52林班54小班まで	前	12.00mから 52.00mまで	0.499km	北海道開発局札幌開発建設部及び 北海道札幌土木現業所	
	上猿払清浜線	宗谷郡猿払村字豊里国有林宗谷森林管理署1035林班わ小班から 宗谷郡猿払村字豊里国有林宗谷森林管理署1034林班な小班まで	後	12.00mから 70.00mまで	0.499km	北海道開発局稚内開発建設部及び 北海道稚内土木現業所	
	名寄遠別線	天塩郡遠別町国有林留萌北部森林管理署1061林班は小班から 天塩郡遠別町国有林留萌北部森林管理署1061林班は小班まで	前	22.00mから 46.00mまで	0.457km	北海道開発局札幌開発建設部及び 北海道留萌土木現業所	
	稚内猿払線	稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1004林班ろ小班から 稚内市大字宗谷村字東浦国有林宗谷森林管理署1004林班ろ小班まで	後	23.00mから 53.00mまで	0.457km	北海道開発局札幌開発建設部及び 北海道留萌土木現業所	
			後	140.00mから 168.50mまで	0.093km	北海道開発局稚内開発建設部及び 北海道稚内土木現業所	
			前	140.00mから 275.00mまで	0.093km	北海道開発局稚内開発建設部及び 北海道稚内土木現業所	
			後	14.00mから 70.00mまで	0.659km	北海道開発局稚内開発建設部及び 北海道稚内土木現業所	
			前	16.00mから 63.00mまで	0.659km	北海道開発局稚内開発建設部及び 北海道稚内土木現業所	
			後	22.00mから 49.00mまで	0.100km	北海道開発局稚内開発建設部及び 北海道稚内土木現業所	
			前				

上 遺 別 霧 立 線	北海道開発局留萌開発建設部及び 北海道留萌土木現業所
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2195林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2195林班ろ小班まで	後 22.00mから 53.00mまで 0.100km
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2195林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2195林班ろ小班まで	前 21.50mから 102.00mまで 0.405km
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2195林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2195林班ろ小班まで	後 31.00mから 170.00mまで 0.382km
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班まで	前 31.00mから 86.00mまで 0.120km
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班まで	後 58.50mから 117.00mまで 0.120km
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班まで	前 26.00mから 59.50mまで 0.060km
吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班から 吉前郡羽幌町字奥築別国有林留萌北部森林管理署2196林班ろ小班まで	後 26.00mから 80.50mまで 0.060km

北海道告示第 492 号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から
 2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年 3月26日
 北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道道	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	路 線 名 区 区	間	後	前		
帯 広 新 得 線	河東郡宮更町字然別北5線西42番3地先から 河東郡芽室町西士狩北4線36番1地先まで	前	11.00mから 75.00mまで	4,500.00m	—	北海道帯広土木現業所
川 西 芽 室 音 更 線	帯広市西23条北4丁目1番1地先から 河東郡音更町字然別北5線西39番1地先まで	前	13.50mから 61.00mまで	4,129.00m	—	—
津 別 陸 別 線	足寄郡陸別町字陸別本通2丁目11番1地先から 足寄郡陸別町字陸別本通1丁目17番1地先まで	後	13.50mから 61.00mまで	4,129.00m	—	—
		後	7.00mから 41.00mまで	3,742.00m	—	—
		前	13.50mから 61.00mまで	2,878.00m	—	—
		後	18.50mから 23.00mまで	100.00m	—	—

後 18.50mから
20.50mまで

北海道告示第 493 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類 路 線 名	道 道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
1 道路の種類 路 線 名	道 道				
2 路 線 名	仁別大曲線				
3 道路の区域	区 間				
	北広島市大曲825番4地先 から北広島市大曲153番地 先まで	前	19.00mから 53.57mまで	1,234.50m	—
		前	9.50mから 16.23mまで	1,215.50m	—
		前	10.50mから 56.00mまで	1,310.00m	—
		後	19.00mから 53.57mまで	1,234.50m	—
		後	10.50mから 56.00mまで	1,310.00m	—

北海道告示第 494 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類 路 線 名	道 道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
1 道路の種類	道 道				
2 路 線 名	白老大滝線				
3 道路の区域	区 間				

100.00m

北海道告示第 495 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類 路 線 名	道 道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
1 道路の種類	道 道				
2 路 線 名	旭川層雲峡自転車道線				
3 道路の区域	区 間				
	有珠郡大滝村字三階滝177 番1地先（河川敷地）か ら有珠郡大滝村字三階滝 117番地先（一般国道453 号交点）まで	前	10.50mから 60.00mまで	1,664.00m	一般国道453 号における 29.00mの間
		後	10.50mから 127.00mまで	1,664.00m	一般国道453 号における 29.00mの間

北海道告示第 496 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

道路の種類 路 線 名	道 道	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
1 道路の種類	道 道				
2 路 線 名	旭川層雲峡自転車道線				
3 道路の区域	区 間				
	上川郡当麻町5215番1地先 （河川敷地）から上川郡当 麻町5214番1地先（河川敷 地）まで	前	6.00mから 6.00mまで	171.47m	—
		後	19.78mから 83.51mまで	171.47m	—

北海道告示第 496 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 岩見沢三笠線	三笠市幾春別錦町2丁目241番2地先から三笠市幾春別錦町1丁目235番3地先まで	平成14. 3. 26
道道 江別長沼線	江別市上江別417番6地先から江別市上江別300番1地先まで	同 14. 4. 1
道道 三笠栗山線	岩見沢市上志文町886番1地先から岩見沢市上志文町886番2地先まで	同 14. 3. 26
道道 茂世五最上線	空知郡栗沢町字最上356番4地先から空知郡栗沢町字最上364番2地先まで	同 14. 3. 29
道道 夕張岩見沢線	空知郡栗沢町美流渡西町93番6地先から岩見沢市朝日町124番1地先まで	同 14. 3. 26
道道 夕張岩見沢線	空知郡栗沢町美流渡西町96番1地先から空知郡栗沢町美流渡西町95番1地先まで	同
道道 開発茶志内線	美唄市字茶志内3099番29地先から美唄市字茶志内5150番地先まで	同 14. 3. 29
道道 夕張岩見沢線	夕張市丁未8番8地先から夕張市丁未8番8地先まで	同 14. 3. 26
道道 夕張岩見沢線	夕張市富岡3番1地先から夕張市富岡3番1地先まで	同
道道 恵庭栗山線	恵庭市戸磯253番8地先から恵庭市戸磯28番1地先まで	同 14. 4. 1
道道 旭川芦別線	旭川市神居町豊里43番1地先から旭川市神居町豊里139番1地先まで	同 14. 3. 26
道道 旭川幌加内線	雨竜郡幌加内町字新成生22番地先から雨竜郡幌加内町字新成生7560番4地先まで	同
道道 旭川深川線	深川市一己町字一己7371番1地先から深川市一己町字一己6805番2地先まで	同

北海道告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月26日

北海道知事 堀 達也
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 室蘭港線	室蘭市築地町138番28地先から室蘭市海岸町1丁目81番11地先まで	平成14. 3. 26

北海道告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月26日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 ペンゲ下川停車場線	上川郡下川町幸町82番4地先（道道下川愛別線交点）から上川郡下川町幸町95番2地先まで	平成14. 3. 26

北海道告示第499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月26日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 小川古丹別線	苫前郡苫前町字古丹別854番1地先から苫前郡苫前町字古丹別972番地先（道道羽幌原野古丹別停車場線交点）まで	平成14. 4. 1

北海道告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により平成14年3月29日に道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成14年3月26日

道路の種類	道路	北海道知事 堀 達也
1 道路の種類	道道	
2 路線名	美唄月形線	

3 道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複区間
	美唄市字茶志内原野2008番 4地先から美唄市字茶志内 原野170番1地先まで	前	13.00mから 32.52mまで	223.77m	—
		前	13.20mから 27.59mまで	230.20m	—
		後	13.00mから 32.52mまで	223.77m	—
		後			

北海道告示第501号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

1 道路の種類	道路	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	芦 別 砂 川 線	空知郡上砂川町字鶉39番28地先から 砂川市北吉野町403番地先まで	前	8.50mから 35.00mまで	779.00m	—
	芦 別 砂 川 線	空知郡上砂川町字鶉39番28地先から 砂川市北吉野町403番地先まで	後	8.50mから 35.00mまで	779.00m	—
	芦 別 砂 川 線	空知郡上砂川町字鶉39番14地先から 砂川市北吉野町403番地先まで	後	23.00mから 57.00mまで	765.00m	—
	芦 別 砂 川 線	空知郡上砂川町字上砂川3番10地先から 空知郡上砂川町字上砂川340番4地先（道道赤平奈井江線交点）まで	前	16.50mから 22.00mまで	279.50m	道道赤平奈井江線重複 L = 22.50m
	芦 別 砂 川 線	空知郡上砂川町字上砂川3番10地先から 空知郡上砂川町字上砂川340番4地先（道道赤平奈井江線交点）まで	後	16.50mから 22.00mまで	279.50m	道道赤平奈井江線重複 L = 22.50m
	芦 別 砂 川 線	空知郡上砂川町字上砂川3番10地先から 空知郡上砂川町字上砂川74番2地先（道道赤平奈井江線交点）まで	後	18.50mから 39.00mまで	179.00m	道道赤平奈井江線重複 L = 12.00m
	秩父別停車場線	雨竜郡秩父別町字秩父別1308番38地先から 雨竜郡秩父別町字秩父別1305番7地先まで	前	10.91mから 14.54mまで	142.91m	—
	秩父別停車場線	雨竜郡秩父別町字秩父別1308番38地先から 雨竜郡秩父別町字秩父別1305番7地先まで	後	10.91mから 14.54mまで	142.91m	—
	増毛稲田線	雨竜郡北竜町字竜西園有林空知森林管理署北空知支署444林班に小班地先から 雨竜郡北竜町字竜西園有林空知森林管理署北空知支署444林班に小班地先まで	前	14.54mから 37.74mから 48.57mまで	108.37m	—
	増毛稲田線	雨竜郡北竜町字竜西園有林空知森林管理署北空知支署444林班に小班地先から 雨竜郡北竜町字竜西園有林空知森林管理署北空知支署444林班に小班地先まで	後	14.54mから 37.74mから 48.57mまで	108.37m	—
	奥美葉牛沼田線	雨竜郡北竜町字美葉牛301番1地先から 雨竜郡北竜町字美葉牛304番1地先まで	前	37.74mから 58.25mまで 28.65mから 61.38mまで	799.20m	—
	奥美葉牛沼田線	雨竜郡北竜町字美葉牛301番1地先から 雨竜郡北竜町字美葉牛304番1地先まで	後	37.74mから 58.25mまで 28.65mから 61.38mまで	799.20m	—

赤平奈井江線 空知郡上砂川町字上砂川町2番2地先から 空知郡上砂川町字上砂川7番1地先まで	後 135.75mまで	799.20m	—
増毛稲田線 雨竜郡北竜町字竜西国有林空知森林管理署北空知支署445林班ほ小班地先から 雨竜郡北竜町字竜西53番2地先まで	前 8.00mから 20.00mまで	320.00m	—
蓮布石狩沼田停車場線 雨竜郡沼田町字幌新13番9地先から 雨竜郡沼田町字恵比島105番13地先まで 雨竜郡沼田町字幌新13番9地先から 雨竜郡沼田町字恵比島105番11地先まで 雨竜郡沼田町字恵比島105番11地先まで 旭川市神居町豊里193番1地先から 旭川市神居町豊里177番4地先まで	後 16.00mから 32.00mまで	320.00m	—
旭川芦別線 旭川市神居町豊里193番1地先から 旭川市神居町豊里177番4地先まで	前 12.00mから 67.90mまで	1,519.00m	—
当別浜益港線 石狩郡当別町字青山5490番1地先から 石狩郡当別町字青山5480番18地先まで	後 12.00mから 115.38mまで	1,519.00m	—
	前 12.80mから 30.70mまで	1,642.20m	—
	前 24.50mから 45.00mまで	1,633.61m	—
	後 24.50mから 45.00mまで	1,633.61m	—
	前 12.00mから 27.94mまで	280.00m	—
	後 12.00mから 47.80mまで	291.40m	—
	前 12.00mから 27.94mまで	280.00m	—
	後 12.00mから 47.50mまで	777.50m	—
	後 23.50mから 104.00mまで	770.83m	—

北海道告示第502号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けた旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達也

1 出願の年月日 平成14年1月28日

2 出願者 (1) 名称 北海道

(2) 住所 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 代表者の氏名 埋立区域

(1) 位置 区域A

①の地点

②の地点

北海道知事 堀 達也

樽山郡上ノ国町字小砂子40番及び282番1地先の公有水面

次の①の地点から③の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と③の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

小砂子漁港原点（北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、X = -261.316.056、Y = -20.606.356）から方向角273度12分03秒の方向34.54mの地点

①の地点から方向角329度02分19秒の方向25.50mの地点

③の地点 区域B	②の地点から方向角208度46分07秒の方向9.49mの地点 次の④の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 小砂子漁港原点(北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、 X = - 261.316.056、 Y = - 20.606.356) から方向角301度49分46秒 の方向62.51mの地点
④の地点	④の地点から方向角329度02分17秒の方向49.00mの地点
⑤の地点	⑤の地点から方向角59度02分20秒の方向85.00mの地点
⑥の地点	⑥の地点から方向角329度02分31秒の方向10.20mの地点
⑦の地点	⑦の地点から方向角239度02分32秒の方向30.00mの地点
⑧の地点	⑧の地点から方向角329度00分24秒の方向3.00mの地点
⑨の地点	⑨の地点から方向角239度02分12秒の方向66.46mの地点
⑩の地点	⑩の地点から方向角174度49分11秒の方向12.87mの地点
⑪の地点	⑪の地点から方向角156度56分11秒の方向7.74mの地点
⑫の地点	⑫の地点から方向角184度05分32秒の方向8.47mの地点
⑬の地点	⑬の地点から方向角284度29分52秒の方向9.81mの地点
⑭の地点	⑭の地点から方向角304度43分17秒の方向8.29mの地点
⑮の地点	⑮の地点から方向角323度33分05秒の方向11.69mの地点
⑯の地点	⑯の地点から方向角239度02分14秒の方向10.59mの地点
⑰の地点	⑰の地点から方向角179度02分20秒の方向32.79mの地点
⑱の地点	⑱の地点から方向角81度05分13秒の方向20.27mの地点
⑲の地点	⑲の地点から方向角146度11分06秒の方向9.79mの地点
⑳の地点	⑳の地点から方向角44度24分28秒の方向4.24mの地点
㉑の地点	㉑の地点から方向角139度51分37秒の方向21.97mの地点
㉒の地点	㉒の地点から方向角197度48分27秒の方向5.63mの地点
㉓の地点	㉓の地点から方向角96度51分48秒の方向13.92mの地点
⑳の地点 面積	区域A 104.52m ² 区域B 3,913.25m ² 計 4,017.77m ² (海浜地盤土 262.20m ²)
4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位置	檜山郡上ノ国町字小砂子40番及び②82番 1地先並びに39番2及び②82番1
(2) 区域	次のㄱの地点からカの地点までを順次に結んだ線及びㄱの地点とカの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 小砂子漁港原点(北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、

③の地点 区域B	②の地点から方向角208度46分07秒の方向9.49mの地点 次の④の地点から②の地点までを順次に結んだ線及び④の地点と②の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 小砂子漁港原点(北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、 X = - 261.316.056、 Y = - 20.606.356) から方向角301度49分46秒 の方向62.51mの地点
④の地点	④の地点から方向角329度02分17秒の方向49.00mの地点
⑤の地点	⑤の地点から方向角59度02分20秒の方向85.00mの地点
⑥の地点	⑥の地点から方向角329度02分31秒の方向10.20mの地点
⑦の地点	⑦の地点から方向角239度02分32秒の方向30.00mの地点
⑧の地点	⑧の地点から方向角329度00分24秒の方向3.00mの地点
⑨の地点	⑨の地点から方向角239度02分12秒の方向66.46mの地点
⑩の地点	⑩の地点から方向角174度49分11秒の方向12.87mの地点
⑪の地点	⑪の地点から方向角156度56分11秒の方向7.74mの地点
⑫の地点	⑫の地点から方向角184度05分32秒の方向8.47mの地点
⑬の地点	⑬の地点から方向角284度29分52秒の方向9.81mの地点
⑭の地点	⑭の地点から方向角304度43分17秒の方向8.29mの地点
⑮の地点	⑮の地点から方向角323度33分05秒の方向11.69mの地点
⑯の地点	⑯の地点から方向角239度02分14秒の方向10.59mの地点
⑰の地点	⑰の地点から方向角179度02分20秒の方向32.79mの地点
⑱の地点	⑱の地点から方向角81度05分13秒の方向20.27mの地点
⑲の地点	⑲の地点から方向角146度11分06秒の方向9.79mの地点
⑳の地点	⑳の地点から方向角44度24分28秒の方向4.24mの地点
㉑の地点	㉑の地点から方向角139度51分37秒の方向21.97mの地点
㉒の地点	㉒の地点から方向角197度48分27秒の方向5.63mの地点
㉓の地点	㉓の地点から方向角96度51分48秒の方向13.92mの地点
⑳の地点 面積	区域A 104.52m ² 区域B 3,913.25m ² 計 4,017.77m ² (海浜地盤土 262.20m ²)
4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位置	檜山郡上ノ国町字小砂子40番及び②82番 1地先並びに39番2及び②82番1
(2) 区域	次のㄱの地点からカの地点までを順次に結んだ線及びㄱの地点とカの地点とを結んだ線によって囲まれた区域 小砂子漁港原点(北緯41度38分48秒9634、東経140度00分09秒3298、

X = - 261.316.056、 Y = - 20.606.356) から方向角273度13分42秒の方向32.74mの地点

ㄱの地点から方向角337度12分50秒の方向27.00mの地点

ロの地点から方向角32度32分46秒の方向111.35mの地点

ハの地点から方向角29度02分33秒の方向40.00mの地点

ニの地点から方向角239度02分33秒の方向20.00mの地点

ホの地点から方向角253度58分24秒の方向31.05mの地点

ヘの地点から方向角244度44分48秒の方向52.18mの地点

トの地点から方向角237度19分31秒の方向42.59mの地点

チの地点から方向角187度08分38秒の方向48.27mの地点

リの地点から方向角175度22分50秒の方向48.59mの地点

又の地点から方向角89度02分20秒の方向20.38mの地点

ルの地点から方向角26度06分00秒の方向15.97mの地点

ヲの地点から方向角97度48分49秒の方向40.00mの地点

カの地点から方向角100度14分22秒の方向30.70mの地点

15,030.13m²

5 埋立地の用途 漁港施設用地

北海道告示第 503 号
公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。
平成14年3月26日

1(1) しゅん功認可の年月日	平成14年3月18日	北海道知事 堀 達也
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道	
ア 氏名又は名称	札幌市中央区北3条西6丁目	
イ 住 所	北海道知事 堀 達也	
ウ 代表者の氏名		
(3) 埋 立 区 域	登別市鷺別町6丁目11番10、18番2、19番3、19番6、19番7、20番1、20番10、20番11及び③0番16地先の公有水面	
ア 位 置	次のㄱ1の地点からㄱ19の地点までを順次に結んだ線及びㄱ1の地点とㄱ19の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	

<p>K 1の地点 鷺別漁港東防波堤三級基準点基2 (北緯42度21分13秒7128、東経141度03分30秒4528 (X = -182,159.513、Y = -98,150.337)) から方向角296度46分43秒の方向184.45mの地点</p>	<p>K 18の地点 K 17の地点から方向角204度12分26秒の方向14.14mの地点 K 18の地点から方向角209度30分06秒の方向9.37mの地点</p>
<p>K 2の地点 K 1の地点から方向角304度47分24秒の方向1.71mの地点</p>	<p>ウ 面 積 1,398.53㎡ (4) 免許年月日及び番号 平成6年11月2日 砂防第3111号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 登別市</p>
<p>K 3の地点 K 2の地点から方向角212度32分40秒の方向2.58mの地点</p>	<p>2(1) シゅん功認可の年月日 平成14年3月18日 (2) シゅん功認可を受けた者 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 堀 達也</p>
<p>K 4の地点 K 3の地点から方向角304度03分19秒の方向2.04mの地点</p>	<p>イ 区 域 三石郡三石町字鳧舞53番1、53番2及び56番地先の公有水面 次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 3級基準点 3 - 01 (X = -197,295.731、Y = 30,531.162) から方向角213度02分41秒の方向97.80mの地点</p>
<p>K 5の地点 K 4の地点から方向角358度06分50秒の方向17.71mの地点</p>	<p>イ 区 域 ①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点 ⑧の地点</p>
<p>K 6の地点 K 5の地点から方向角356度54分11秒の方向11.68mの地点</p>	<p>ウ 代 表 者 の 氏 名 埋 立 区 域 置 置 イ 区 域</p>
<p>K 7の地点 K 6の地点から方向角358度46分33秒の方向9.50mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 8の地点 K 7の地点から方向角357度55分48秒の方向6.64mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 9の地点 K 8の地点から方向角357度56分10秒の方向7.69mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 10の地点 K 9の地点から方向角8度14分09秒の方向19.70mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 11の地点 K 10の地点から方向角31度56分49秒の方向11.55mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 12の地点 K 11の地点から方向角132度28分59秒の方向3.84mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 13の地点 K 12の地点から方向角145度35分53秒の方向12.68mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 14の地点 K 13の地点から方向角159度44分00秒の方向12.84mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 15の地点 K 14の地点から方向角174度08分19秒の方向13.00mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 16の地点 K 15の地点から方向角188度42分52秒の方向7.96mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>
<p>K 17の地点 K 16の地点から方向角188度42分36秒の方向5.19mの地点</p>	<p>ウ 面 積 989.25㎡ (4) 免許年月日及び番号 昭和63年9月30日 砂防第3039号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 三石町</p>

呼 1351 第

報 告 書 規 則 規 定

<p>(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</p>				
<p>4 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項</p>				
<p>(1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分</p>				
<p>(2) 都市計画を定めた土地の区域</p>				
<p>ア 市街化区域に編入する土地の区域</p>				
<p>千歳市北光の一部</p>				
<p>イ 市街化調整区域に編入する土地の区域</p>				
<p>なし</p>				
<p>(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</p>				
<p>5 札幌圏都市計画用途地域に係る事項</p>				
<p>(1) 都市計画の種類 用途地域</p>				
<p>(2) 都市計画を定めた土地の区域</p>				
<p>石狩市八幡1丁目、2丁目、4丁目の各一部</p>				
<p>(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)</p>				
<p>6 室蘭圏都市計画道路に係る事項</p>				
<p>(1) 都市計画の種類 道路</p>				
<p>(2) 都市計画を定めた土地の区域</p>				
種別名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
自動車専用道路	1・4・201号 室蘭新道	室蘭市東町5丁目	室蘭市新富町1丁目	室蘭市仲町
自動車専用道路	1・4・202号 白鳥新道	室蘭市入江町	室蘭市俣屋町1丁目	室蘭市築地町
自動車専用道路	1・6・203号 本輪西ラウンジ通	室蘭市幌萌町	室蘭市俣屋町3丁目	室蘭市俣屋町3丁目
幹線街路	3・4・110号 長和北通	伊達市長和町	伊達市長和町	伊達市長和町
幹線街路	3・1・201号 東大通	室蘭市東町2丁目	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町2丁目
幹線街路	3・1・202号 考大通	室蘭市寿町2丁目	室蘭市寿町3丁目	室蘭市寿町2丁目
幹線街路	3・1・203号 中島大通	室蘭市中島町2丁目	室蘭市中島町4丁目	室蘭市中島町2丁目
幹線街路	3・1・204号 楽山大通	室蘭市知利別町2丁目	室蘭市知利別町2丁目	室蘭市知利別町2丁目
幹線街路	3・2・205号 東2条通	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町3丁目
幹線街路	3・3・206号 一般国道36号線	室蘭市中央町3丁目	登別市登別東町1丁目	室蘭市東町3丁目
幹線街路	3・3・207号 一般国道37号線	室蘭市東町2丁目	伊達市有珠町1丁目	室蘭市中島町1丁目
幹線街路	3・3・209号 輪西7条通	室蘭市輪西町1丁目	室蘭市輪西町1丁目	室蘭市輪西町1丁目
幹線街路	3・3・210号 鷺別駅前通	登別市鷺別町2丁目	室蘭市水元町2丁目	室蘭市高砂町4丁目
幹線街路	3・3・211号 中島中央通	室蘭市中島町1丁目	室蘭市高砂町5丁目	室蘭市知利別町3丁目
幹線街路	3・3・212号 中島鷺別大通	室蘭市中島町4丁目	室蘭市高砂町1丁目	室蘭市宮の森町3丁目
幹線街路	3・3・213号 八丁平中央通	室蘭市高平町	室蘭市高平町	室蘭市高平町
幹線街路	3・4・214号 西口通	室蘭市中島町3丁目	室蘭市神代町1丁目	室蘭市高平町
幹線街路	3・4・215号 港大通	室蘭市中央町3丁目	室蘭市祝津町1丁目	室蘭市築地町
幹線街路	3・4・216号 追直漁港通	室蘭市中央町3丁目	室蘭市舟見町2丁目	室蘭市栄町2丁目
幹線街路	3・4・217号 市場通	室蘭市輪西町3丁目	登別市鷺別町3丁目	室蘭市寿町1丁目
幹線街路	3・4・218号 東口通	室蘭市東町2丁目	室蘭市東町3丁目	室蘭市東町2丁目
幹線街路	3・4・219号 寿橋通	室蘭市寿町1丁目	室蘭市知利別町1丁目	室蘭市宮の森町4丁目
幹線街路	3・4・220号 日の出通	室蘭市日の出町1丁目	室蘭市日の出町3丁目	室蘭市日の出町1丁目
幹線街路	3・4・221号 白鳥台中央通	室蘭市崎守町	室蘭市崎守町	室蘭市白鳥台2丁目
幹線街路	3・4・222号 絵鞆中央通	室蘭市祝津町2丁目	室蘭市絵鞆町2丁目	室蘭市祝津町3丁目
幹線街路	3・4・223号 港南絵鞆通	室蘭市港南町1丁目	室蘭市絵鞆町1丁目	室蘭市増市町1丁目
幹線街路	3・4・224号 知利別通	室蘭市天神町	室蘭市中島本町3丁目	室蘭市知利別町4丁目
幹線街路	3・4・225号 中島港北通	室蘭市中島町2丁目	室蘭市港北町3丁目	室蘭市高平町

幹線街路	3・4・226号 崎 守 通	室蘭市陣屋町 2丁目	室蘭市白鳥台 5丁目	室蘭市白鳥台 5丁目	幹線街路	3・4・211号 幕 別 大 通	幕 別 町 錦 町	幕 別 町 宇 軍 岡	幕 別 町 寿 町
幹線街路	3・4・227号 室蘭ゴルフ 場通	室蘭市陣屋町 2丁目	室蘭市崎守町 2丁目	室蘭市陣屋町 2丁目	幹線街路	3・4・213号 曙 通	幕 別 町 緑 町	幕 別 町 字 旗 別	幕 別 町 南 町
幹線街路	3・5・228号 幸町2条通	室蘭市中央町 2丁目	室蘭市舟見町 2丁目	室蘭市本町1 丁目	(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)				
幹線街路	3・5・232号 大 和 通	室蘭市東町1 丁目	室蘭市みゆき 町2丁目	室蘭市東町5 丁目	8 帯広圏都市計画公園に係る事項				
幹線街路	3・5・238号 室蘭中央通	室蘭市中央町 3丁目	室蘭市緑町	室蘭市中央町 1丁目	(1) 都市計画の種類 公園				
幹線街路	3・4・240号 陣屋中央通	室蘭市陣屋町 2丁目	室蘭市陣屋町 5丁目	室蘭市陣屋町 2丁目	(2) 都市計画を定めた土地の区域				
幹線街路	3・3・249号 日の出母恋 通	室蘭市日の出 町3丁目	室蘭市新富町 1丁目	室蘭市輪西町 1丁目	ア 変更する部分				
幹線街路	3・2・250号 レインボー 通	室蘭市海岸町 1丁目	室蘭市海岸町 2丁目	室蘭市海岸町 1丁目	名 称 位 置				
幹線街路	3・4・251号 室蘭駅前通	室蘭市入江町	室蘭市入江町	室蘭市入江町	5・7・4 帯広の森				
幹線街路	3・3・301号 中 央 通	室蘭市高砂町 1丁目	登別市千歳町 2丁目	登別市中央町 2丁目	帯広市西25条南5丁目、西25条南6丁目、 西24条南4丁目、西24条南5丁目、 西24条南6丁目、西23条南5丁目、 西22条南5丁目、西21条南5丁目、 西21条南6丁目、西20条南6丁目、 南町、空港南町、 河西郡芽室町北伏古 中川郡幕別町錦町、寿町、宇軍岡				
幹線街路	3・4・305号 鷺 別 北 通	室蘭市高砂町 4丁目	登別市美園町 2丁目	登別市美園町 4丁目	6・5・501 幕別運動公園				
幹線街路	3・3・309号 幌 別 通	登別市幌別町 1丁目	登別市幸町1 丁目	登別市幌別町 4丁目	(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)				
7 帯広圏都市計画道路に係る事項									
(1) 都市計画の種類 道路									
(2) 都市計画を定めた土地の区域									
種 別 名	称	起 点	終 点	主 な 経 過 地					
幹線街路	3・3・ 8号 弥 生 通	帯広市東13条 南7丁目	帯広市南町	帯広市大通南 28丁目	9 札幌圏都市計画下水道に係る事項				
幹線街路	3・4・ 33号 光 南 通	帯広市東9条 南2丁目	帯広市東4条 南2丁目	帯広市東7条 南2丁目	(1) 都市計画の種類 下水道				
幹線街路	3・3・ 46号 弥 生 新 道	帯広市西17条 南1丁目	帯広市川西町	帯広市南町	(2) 都市計画を定めた土地の区域				
幹線街路	3・2・203号 中 央 通	幕別町札内西 町	幕別町字明野 町	幕別町字相川 町	ア 名称 札幌石狩公共下水道				
幹線街路	3・4・205号 札内西大通	幕別町札内北 町	幕別町札内西 町	幕別町札内桜 町	イ 位置				
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)									
a 変更前									
「排水区域は総括図表示のとおり」									
(備考) 面積 約26,032ha (うち処理区域 約26,032ha)									
(内訳) 札幌市分 約24,881ha (うち処理区域 約24,881ha)									
石狩市分 約 1,151ha (うち処理区域 約 1,151ha)									
b 変更後									
「排水区域は総括図表示のとおり」									
(備考) 面積 約26,071ha (うち処理区域 約26,071ha)									
(内訳) 札幌市分 約24,889ha (うち処理区域 約24,889ha)									
石狩市分 約 1,182ha (うち処理区域 約 1,182ha)									
(イ) 位置を変更する下水管渠									

第1351号

報 告 公 報

名 称	起 点	終 点
X IV - 03000	札幌市東区東雁来町	札幌市東区東苗穂12条3丁目
東雁来雨水ポンプ場雨 水放流渠	札幌市東区東雁来町	札幌市東区東雁来町

(ウ) 追加する管渠

名 称	起 点	終 点
八幡処理場放流渠	厚田村大字聚富村字中島	石狩市八幡3丁目

(エ) 区域及び名称を変更するその他の施設の土地の区域

名 称	位 置
東雁来雨水ポンプ場	札幌市東区東雁来町
花川北汚水中継ポンプ場	石狩市花川北3条3丁目
花川南汚水中継ポンプ場	石狩市花川南6条5丁目

(オ) 追加するその他の施設の土地の区域

名 称	位 置
八幡処理場	石狩市八幡3丁目

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

- 1 施行者の名称 留辺蘂町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 留辺蘂都市計画下水道事業留辺蘂公共下水道
- 3 事業の施行期間 昭和54年3月3日から平成18年3月31日まで
- 4 事業の地 地
- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 変更なし

北海道告示第506号

平成9年北海道告示第1274号（補助金等の交付に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

経済部所管の事項に次の1項を加える。
19 緊急地域雇用創出特別対策推進事業

同

北海道告示第507号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成14年3月26日

北海道知事 堀 達 也

検査区域	検査期日	検査場所
豊浦町	平成14年5月13日午後から14日まで	豊浦町長の定める場所
小平町	平成14年5月14日午後から15日まで	小平町長の定める場所
虻田町	平成14年5月15日から16日午前まで	虻田町長の定める場所
留萌市	平成14年5月16日から17日午前まで及び平成14年5月20日午後から24日午前まで	留萌市長の定める場所
大滝村	平成14年5月20日午後	大滝村長の定める場所
壮瞥町	平成14年5月21日から22日午前まで	壮瞥町長の定める場所
浦幌町	平成14年5月21日午後から22日まで	浦幌町長の定める場所
洞爺村	平成14年5月22日午後	洞爺村長の定める場所
上湧別町	平成14年5月22日午後から23日まで	上湧別町長の定める場所
池田町	平成14年5月23日から24日午前まで	池田町長の定める場所
湧別町	平成14年5月24日	湧別町長の定める場所
登別市	平成14年5月27日午後から30日午前まで	登別市長の定める場所
名寄市	平成14年5月27日午後から31日午前まで	名寄市長の定める場所
常呂町	平成14年5月27日から28日午前まで	常呂町長の定める場所
佐呂間町	平成14年5月28日午後から30日まで	佐呂間町長の定める場所
鶴居村	平成14年5月30日午後	鶴居村長の定める場所
阿寒町	平成14年5月31日	阿寒町長の定める場所
当別町	平成14年6月3日午後から4日まで	当別町長の定める場所
利尻幌町	平成14年6月4日	利尻町長の定める場所
厚田村	平成14年6月4日午後から5日まで	厚田村長の定める場所
利尻富士町	平成14年6月5日	利尻富士町長の定める場所
浜益村	平成14年6月6日午後	浜益村長の定める場所
上士幌町	平成14年6月6日	上士幌町長の定める場所
陸別町	平成14年6月7日午前	陸別町長の定める場所

笠市	平成14年6月10日午後から11日まで	三笠市長の定める場所
戸井町	平成14年6月11日	戸井町長の定める場所
礼文津村	平成14年6月11日から12日午前まで	礼文町長の定める場所
新篠津村	平成14年6月12日午前	新篠津村長の定める場所
砂原町	平成14年6月12日	砂原町長の定める場所
豊頃町	平成14年6月12日午後から13日午前まで	豊頃町長の定める場所
猿払村	平成14年6月13日	猿払村長の定める場所
幕別町	平成14年6月13日午後から14日午前まで	幕別町長の定める場所
江別市	平成14年6月17日から21日まで	江別市長の定める場所
標茶町	平成14年6月17日から19日まで	標茶町長の定める場所
中頓別町	平成14年6月18日午後	中頓別町長の定める場所
遠軽町	平成14年6月18日から19日まで	遠軽町長の定める場所
恵山町	平成14年6月19日	恵山町長の定める場所
浜頓別町	平成14年6月19日	浜頓別町長の定める場所
樫法華村	平成14年6月20日	樫法華村長の定める場所
弟子屈町	平成14年6月20日午後から21日午前まで	弟子屈町長の定める場所
丸瀬布町	平成14年6月20日午前	丸瀬布町長の定める場所
白滝村	平成14年6月20日午後	白滝村長の定める場所
生田原町	平成14年6月21日	生田原町長の定める場所
白老町	平成14年6月24日午後から27日午前まで	白老町長の定める場所
上磯町	平成14年6月25日から27日まで	上磯町長の定める場所
初山別村	平成14年6月26日	初山別村長の定める場所
本別町	平成14年6月26日午後から27日午前まで	本別町長の定める場所
羽幌町	平成14年6月27日及び	羽幌町長の定める場所
足寄町	平成14年6月27日午後から28日午前まで	足寄町長の定める場所
石狩市	平成14年7月1日から5日まで及び	石狩市長の定める場所
南茅部町	平成14年7月2日から4日まで	南茅部町長の定める場所
富良野市	平成14年7月2日午後から5日まで	富良野市長の定める場所
松前町	平成14年7月8日午後から10日まで	松前町長の定める場所
鶴川町	平成14年7月9日午後から10日午前まで	鶴川町長の定める場所
厚真町	平成14年7月10日午後から11日午前まで	厚真町長の定める場所
網走市	平成14年7月10日から12日まで及び 平成14年7月15日から17日まで	網走市長の定める場所

知内町	平成14年7月11日	知内町長の定める場所
稚内市	平成14年7月16日から18日まで及び 平成14年7月23日から25日まで	稚内市長の定める場所
岩見沢市	平成14年7月22日から26日まで及び 平成14年7月29日	岩見沢市長の定める場所
福島町	平成14年7月22日午後から23日午前まで	福島町長の定める場所
木古内町	平成14年7月24日	木古内町長の定める場所
鹿部町	平成14年7月25日	鹿部町長の定める場所
歌登町	平成14年8月5日午後	歌登町長の定める場所
枝幸町	平成14年8月6日から7日午前まで	枝幸町長の定める場所
浜中町	平成14年8月19日午後から20日まで	浜中町長の定める場所
厚岸町	平成14年8月21日から23日まで	厚岸町長の定める場所
千歳市	平成14年8月26日から29日まで	千歳市長の定める場所
八雲町	平成14年8月26日午後から28日まで	八雲町長の定める場所
士別市	平成14年8月26日から30日まで	士別市長の定める場所
長万部市	平成14年8月29日午後から30日午前まで	長万部町長の定める場所
伊達市	平成14年9月2日午後から5日午前まで	伊達市長の定める場所
七飯町	平成14年9月2日から3日まで	七飯町長の定める場所
豊富町	平成14年9月3日	豊富町長の定める場所
音更町	平成14年9月3日午後から6日午前まで	音更町長の定める場所
幌延町	平成14年9月4日午前	幌延町長の定める場所
天塩町	平成14年9月4日午後から5日午前まで	天塩町長の定める場所
遠別町	平成14年9月5日午後	遠別町長の定める場所
北広島市	平成14年9月9日から12日まで	北広島市長の定める場所
紋別市	平成14年9月9日午後から13日午前まで	紋別市長の定める場所
森町	平成14年9月10日から12日まで	森町長の定める場所
音別町	平成14年9月11日	音別町長の定める場所
苫前町	平成14年9月12日午後から13日午前まで	苫前町長の定める場所
恵庭市	平成14年9月17日から19日まで	恵庭市長の定める場所
増毛町	平成14年9月17日午後から19日まで	増毛町長の定める場所
白糠町	平成14年9月17日午後から18日まで	白糠町長の定める場所
大野町	平成14年9月18日から20日まで	大野町長の定める場所
釧路町	平成14年9月19日から20日まで	釧路町長の定める場所
追分町	平成14年9月24日午後	追分町長の定める場所
滝上町	平成14年9月24日午後	滝上町長の定める場所

<p>(2) 選定基準</p> <p>ア 業務処理体制</p> <p>(ア) 筆記試験問題案の作成 以下の分野（基礎、山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング）に関する筆記試験問題案の作成に係る協力体制及び作成スケジュール</p> <p>(イ) 実技試験の実施体制 以下の分野（基礎、山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング）に関する実技試験の実施体制</p> <p>イ 企画提案の内容</p> <p>(ア) 筆記試験問題の漏出対策</p> <p>(イ) 実技試験の実施に際し、必要な物品・設備等の調達などの協力を依頼できる者（各専門分野別）</p> <p>(ウ) 実技試験の実施に際し、緊急時の連絡体制（各専門分野別）</p> <p>(エ) 実技試験の実施に際し、受験者の安全確保を図るための配慮事項</p> <p>(オ) 業務処理スケジュール</p> <p>3 手続等</p> <p>(1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部地域振興室地域政策課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 492</p> <p>(2) 説明書の交付期間及び場所 平成14年3月27日から4月4日まで（土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）。交付場所は(1)に同じ。</p> <p>(3) 資格審査申請書の提出期限等 平成14年4月5日（金）午後5時（必着） 提出場所は(1)に同じ。</p> <p>ト。提出方法は、持参、郵送による。いずれの場合も提出方法を電話で事前に連絡すること。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約書作成の要否</p>	<p>要</p> <p>(2) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)に同じ。</p> <p>(3) その他 企画提案書に関するヒアリングを行う。 詳細は、企画提案説明書によること。</p>
<p>北海道教育委員会教育長告示第8号 次のおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年3月26日</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 ネットワーク機器 1式 北海道教育委員会教育長 鎌田昌市</p> <p>2 落札を決定した日 平成14年2月19日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 日本電気株式会社 (2) 住所 東京都港区芝五丁目7番1号</p> <p>4 落札金額 290,850,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育委員会教育長告示第2号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁企画総務部教育政策室教育政策課 (2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西7丁目</p>	<p>道公安委員会規則</p> <p>道路交通法の規定に基づき講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成14年3月26日 北海道公安委員会委員長 潮田隆</p>

呼 1351 報

警 公 北 興 興 公 報

北海道公安委員会規則第1号

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則
道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の
一部を次のように改正する。

第37条第4項中「指定した」を「提供した」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所において普通自動車免許を受けよ
うと自動車の運転に関する教習を受けている期間に夏期冬道安全運転講習を受講する者に
対する第3項の技能講習は、当該自動車教習所の普通自動車に係る教習指導員資格者証の
交付を受けている者が行うときは、自動車の運転に関する技能の教習と認めるものとする。
第37条第6項を削り、同条第7項中「前4項」を「前3項」に改め、同項を同条第6項と
し、同条第8項を同条第7項とする。

第39条第1項中「又は別記様式第11号の2」を削り、同条第2項中「前項の申込みをした
者に夏期冬道安全運転講習を受けさせるときは、夏期冬道安全運転講習通知書（別記様式第
12号）により講習」を「夏期冬道安全運転講習を受けようとする者に対し、講習」に改め、
同条第3項中「に対し、夏期冬道安全運転講習修了証書（別記様式第13号）」を「から夏期
冬道安全運転講習修了証書（別記様式第13号）の交付の請求があったときは、これ」に改め
る。

別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第11号（第39条関係）

夏期冬道安全運転講習受講申込書

年 月 日

公安委員会 殿

住所 氏名 ①
生年月日 年 月 日生
(連絡先電話番号)

道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第37条の規定に基づく夏期冬道安全
運転講習を次のとおり受講したいので申し込みます。

受講年月日	講習会場名	講習車両種別	受講希望時間	自動車教習所名
-------	-------	--------	--------	---------

年 月 日	M・A	時～
収入証紙ちよう付欄		

受理部署処理欄

受理部署	講 習 場 所	等 日 指 定
1	講習年月日	年 月 日
2	開始時間	午前・午後 時 分
3	講習会場名	

- 注 1 講習車両種別欄は、マニュアル車はM、オートマチック車はAを で囲むこと。
2 自動車教習所名欄は、道路交通法の規定に基づく講習に関する規則第37条第5項
に該当するときに記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦長とする。

別記様式第11号の2を削る。

別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第12号 削除

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

興 公 安 委 員 会 告 示 第 21 号

北海道公安委員会告示第21号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6
条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業
務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行っ
たので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年3月26日

1	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区薦元町一丁目35番地 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRゴーストハウスム 株式会社高尾 20002800
	検定年月日	平成14年3月26日	第20002800号
2	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	愛知県名古屋市中川区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアルソンドネイ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRツッピーパーケV 株式会社サンセイアルソンドネイ 20003700
	検定年月日	平成14年3月26日	第20003700号
3	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	愛知県名古屋市中川区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアルソンドネイ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRツッピーパーケV 株式会社サンセイアルソンドネイ 20003700
	検定年月日	平成14年3月26日	第20003700号

4	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	愛知県名古屋市中川区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアルソンドネイ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRツッピーパーケV 株式会社サンセイアルソンドネイ 20003700
	検定年月日	平成14年3月26日	第20003700号
5	型式の概要	遊技機の種類 遊技機の区分 型式名 製造業者名 型式試験番号	愛知県名古屋市中川区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアルソンドネイ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一 ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ CRツッピーパーケV 株式会社サンセイアルソンドネイ 20003700
	検定年月日	平成14年3月26日	第20003700号

6	型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	デジタル
	製造業者名	製造業者名	ヘルコ株式会社
		型式試験番号	14061000
	検定年月日	平成14年3月26日	
	検定番号	第14061000号	
	検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	鈴木 暢晃
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	遊技機の区分	デジタル	
	製造業者名	ヘルコ株式会社	
型式試験番号	製造業者名	14061100	
	型式試験番号	14061100	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14061100号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	鈴木 暢晃	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	遊技機の区分	デジタル	
	製造業者名	ヘルコ株式会社	
型式試験番号	製造業者名	14068200	
	型式試験番号	14068200	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14068200号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	市原 茂	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	遊技機の区分	ミニスカポリスFX	
	製造業者名	株式会社大一商会	
型式試験番号	製造業者名	20003600	
	型式試験番号	20003600	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第20003600号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
7	型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	デジタル-30
	製造業者名	製造業者名	ヘルコ株式会社
		型式試験番号	14068000
	検定年月日	平成14年3月26日	
	検定番号	第14068000号	
	検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	鈴木 暢晃
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	遊技機の区分	デジタル-30	
	製造業者名	ヘルコ株式会社	
型式試験番号	製造業者名	14068200	
	型式試験番号	14068200	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14068200号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	市原 茂	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	遊技機の区分	ミニスカポリスFX	
	製造業者名	株式会社大一商会	
型式試験番号	製造業者名	20003600	
	型式試験番号	20003600	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第20003600号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
8	型式の概要	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型式名	デジタル
	製造業者名	製造業者名	ヘルコ株式会社
		型式試験番号	14061100
	検定年月日	平成14年3月26日	
	検定番号	第14061100号	
	検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	鈴木 暢晃
		製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	遊技機の区分	デジタル	
	製造業者名	ヘルコ株式会社	
型式試験番号	製造業者名	14061100	
	型式試験番号	14061100	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14061100号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	鈴木 暢晃	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県さいたま市三橋五丁目1515番地 群馬県佐波郡赤堀町大字鹿島1178-5	
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型式名	遊技機の区分	デジタル	
	製造業者名	ヘルコ株式会社	
型式試験番号	製造業者名	14068200	
	型式試験番号	14068200	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14068200号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		
検定申請者の氏名又は名称及び住所	代表取締役	市原 茂	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会	
型式の概要	遊技機の種類	ばちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名	遊技機の区分	ミニスカポリスFX	
	製造業者名	株式会社大一商会	
型式試験番号	製造業者名	20003600	
	型式試験番号	20003600	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第20003600号		
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間		

12	型式試験番号	24003300
	型式試験番号	24003300
型式の概要	遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式の概要	製造業者名	株式会社エレコ
	型式試験番号	24003300
検定年月日	平成14年3月26日	
検定番号	第24003300号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
13	遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式の概要	製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	20002700
検定年月日	平成14年3月26日	
検定番号	第20002700号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
14	遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式の概要	製造業者名	株式会社平和
	型式試験番号	20002700
検定年月日	平成14年3月26日	
検定番号	第20002700号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	

15	型式試験番号	20002100
	型式試験番号	20002100
型式の概要	遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式の概要	製造業者名	株式会社ソニア
	型式試験番号	20005400
検定年月日	平成14年3月26日	
検定番号	第20005400号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋	
代表者の氏名	代表取締役 竹内 正博	
製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地	
16	遊技機の種類	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式の概要	製造業者名	株式会社竹屋
	型式試験番号	10066300
検定年月日	平成14年3月26日	
検定番号	第10066300号	
検定の有効期間	公示の日(平成14年3月26日)から3年間	
検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 里見 治	
製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1	

17	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	チヨウジユウオウS	
概要	製造業者名	サミー株式会社	
	型式試験番号	14057200	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14057200号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年3月26日）から3年間		
18	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	コーストリョウツク2	
概要	製造業者名	サミー株式会社	
	型式試験番号	14056400	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14056400号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年3月26日）から3年間		
19	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	オーシャンブルー30	
概要	製造業者名	ナコル株式会社	
	型式試験番号	14054300	
検定年月日	平成14年3月26日		
検定番号	第14054300号		
検定の有効期間	公示の日（平成14年3月26日）から3年間		

北海道警察本部告示第41号

夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成14年3月26日

北海道警察本部長 上原 美都男

夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程

夏期冬道安全運転講習実施規程（平成2年北海道警察本部告示第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「冬道安全運転知識に関する教本及び」を削り、同号ただし書を削る。

第4条第1項第2号中「講習指導員」の次に「（規則第37条第5項の普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者（以下「教習指導員」という。）を含む。次号及び第4号において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 教習指導員が行う指導は、講習指導員の指示監督の下に行うものとする。

第5条を次のように改める。

(技能講習車)

第5条 技能講習に使用する自動車（以下「技能講習車」という。）は、スタッドレスタイヤを車輪に装着するものとする。

第9条に次の1項を加える。

4 責任者は、教習指導員が技能講習を行うときは、当該講習開始前に本人の運転免許証又は身分証明書とあらかじめ備え付けた簿冊により、教習指導員資格者証の交付の事実の照合を行うものとする。

第11条中「主管課長」を「北海道警察本部又は方面本部の主管課長（以下「主管課長」という。）」に、「指定し、規則第39条第2項の夏期冬道安全運転講習通知書を受講希望者に交付する」を「指定する」に改め、同条ただし書を削る。

第12条中「者」に対し、規則」を「者から規則」に、「を当該」を「の交付の請求があったときは、当該」に改める。

第14条中「及び方面本部長」を「又は当該方面本部長」に改める。

別表1の2の項中「スパークタイヤ以外のスノータイヤ」を「スタッドレスタイヤ」に改める。

別表2を次のように改める。

別表2（第8条関係）

夏期冬道安全運転講習会場の講習体制基準

区分	講習日	受講者数	講習指導員の配置	技能講習車の配置	備考
会場					

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課
 イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 資格審査の再申請
 (1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- (2) 再申請の方法
 再申請をしようとする者は、4の②の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 (1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の①に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新
 資格は1の①に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
 7 資格の喪失
 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第43号
 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 平成14年3月26日

北海道警察本部長 上原 美都男

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
 ア 調達をする物品等の名称 複写サービスの供給
 （1式の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
 イ 数量 調達予定数量 462,000枚（月平均42,000枚）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 北海道警察本部警備部公安第一課
 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成14年北海道警察本部告示第42号に規定する複写サービスの供給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所
 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時
 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入札日時 平成14年4月8日 午前10時
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金
 入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札
 郵便及び電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法
 すべての区分に応じた複写サービスの1式の1月当たりの単価（1月当たりの単価）及び1枚当たりの入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総額（1式の1月当たりの単価）及び各区分における1枚当たりの入札金額（単価）にそれぞれの月平均の調達予定数量を乗じて得た額の合計額に11を乗じて得た額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
 要

10 その他
 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

第1351号

- 号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
郵便番号 060-8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道北連合海区漁業調整委員会

道北連合海区漁業調整委員会指示第1号

固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第10条に基づく共同漁業権漁業、同法第52条に基づく指定漁業、同法第65条に基づく大臣承認漁業、同法第66条及び北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）第5条に基づく知事許可漁業並びに漁業法第67条に基づく他の海区漁業調整委員会の指示による承認漁業を除く。）の操業について漁業秩序の維持を図るため、漁業法第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成14年3月26日

道北連合海区漁業調整委員会会長 千葉光悦

（操業の承認）

- 第1 次に掲げる海域において固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業（以下「固定式刺し網漁業等」という。）を操業しようとする者は、道北連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 1 宗谷支庁管内共同漁業権漁場区域内（別記1のとおり）
- 2 留萌支庁管内共同漁業権漁場区域内（別記2のとおり）
- 3 石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内（別記3のとおり）
- 4 宗谷海域（別記4のとおり）

- 5 留萌海域（別記5のとおり）
- 6 石狩・後志・留萌海域（別記6のとおり）
- 7 武蔵堆海域（別記7のとおり）
（承認の対象者）
- 第2 第1に掲げる海域内での承認の対象者は次のとおりとする。
 - 1 第1の1、2及び3に掲げる共同漁業権漁場区域内の海域で操業しようとする者は、それぞれの海域に面する地区内に住所を有する者、又は委員会が特に適当と認めたる第1の4、5、6及び7に掲げる宗谷海域、留萌海域、石狩・後志・留萌海域及び武蔵堆海域で操業しようとする者は、前年度委員会の承認を受け当該海域において申請に係る漁業を操業した実績を有する者、又は委員会が特に適当と認めたる（操業の承認をしない場合）
 - 第3 次のいずれかに該当する場合は承認をしない。
 - 1 申請者以外の者が実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
 - 2 操業条件及び操業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
 - 3 その他委員会が特に不適当と認められた場合
 - 第4 操業の制限を次のとおりとする。
 - 1 かすへ固定式刺し網漁業、あんこう固定式刺し網漁業、さめ固定式刺し網漁業、ほつけ固定式刺し網漁業及びせい・めばる固定式刺し網漁業

区分	使用漁具	海中に敷設する網の数	操業海域及び操業期間
漁業種類 かすへ固定式刺し網漁業	網目303メートル以上	総トン数20トン未満5放し以内	9月1日から翌年6月20日までとする。ただし、宗谷海域のうち北緯45度00.1分の線以北、東経139度29.8分の線以东及び西能登呂岬と宗谷岬を結ぶ線以西、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）に基づく日本国とロシア共和国の中間線（以下「日ロ両国からの中間線」という。）に囲まれた海域のうち共同漁業権漁場区域を除く海域とする。
あんこう固定式刺し網漁業	2,000メートル以内	総トン数20トン以上10放し以内	次に掲げる海域については操業を禁止する。 ア 海域 礼文島スコト岬から0度00分の線以西の共

<p>さめ固定式刺し網漁業</p>	<p>網目151.5ミリメートル以上 1 放しの長さ1,000メートル以内</p>	<p>同上</p>	<p>同漁業権漁場を除く海域 口 期間 1月1日から4月30日まで</p> <p>1 石狩・後志・留萌海域にあっては、5月1日から12月25日まで 2 宗谷海域、留萌海域、武蔵堆海域にあっては、5月1日から11月15日まで。ただし操業禁止期間を次のとおりとする。 (1) 宗谷海域にあっては、9月1日から10月14日まで (2) 留萌海域、石狩・後志・留萌海域、武蔵堆海域にあっては、9月1日から10月14日まで</p>
<p>ほっけ固定式刺し網漁業</p>	<p>網目79ミリメートル以上100ミリメートル以内 1 反150メートル以内</p>	<p>150反以内</p>	<p>宗谷海域にあっては4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、宗谷海域のうち北緯45度00.1分の線以北、東経139度29.8分の線以东及び西能登呂岬と宗谷岬を結ぶ線以西、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）に基づく日本国とロシア共和国の中間線（以下「日ロ両国からの中間線」という。）に囲まれた海域のうち共同漁業権漁場区域を除く海域とする。次に掲げる海域については操業を禁止する。 1 海域 礼文島ヌコトソ岬から0度00分の線以东、日ロ両国からの中間線以南及び宗谷岬から30度00分の線以西の共同漁業権漁場を除く海域 2 期間 1月1日から4月30日まで</p>

<p>そい・めばる固定式刺し網漁業</p>	<p>網目75ミリメートル以上157.6ミリメートル以内 1 反150メートル以内</p>	<p>150反以内</p>	<p>宗谷海域にあっては4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、宗谷海域のうち北緯45度00.1分の線以北、東経139度29.8分の線以东及び西能登呂岬と宗谷岬を結ぶ線以西、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）に基づく日本国とロシア共和国の中間線（以下「日ロ両国からの中間線」という。）に囲まれた海域のうち共同漁業権漁場区域を除く海域とする。次に掲げる海域については操業を禁止する。 1 海域 礼文島ヌコトソ岬から0度00分の線以东、日ロ両国からの中間線以南及び宗谷岬から30度00分の線以西の共同漁業権漁場を除く海域 2 期間 1月1日から4月30日まで</p>
-----------------------	---------------------------------------------------	---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 2 上記1に掲げた以外の固定式刺し網漁業の操業期間は周年とする。
- 3 かに類、さけ及びますを採捕してはならない。万一これが漁獲された場合は、海中に戻し船内に保持してはならない。
- 2 流し網漁業及びはえなわ漁業
操業期間
4月1日から翌年3月31日まで
- 3 さめ固定式刺し網漁業等による操業の禁止
さめ資源が回復するまで、当分の間は承認を行わずに操業を禁止する。
- 4 かに類、さけ及びますを採捕してはならない。万一かに類、さけ及びますが漁獲された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻し船内に保持してはならない。（承認の有効期間）
- 第5 承認の有効期間は承認の日から1年以内とする。（陸揚港）
- 第6 陸揚げ港は2港以内とする。
ただし、委員会が特に事情をやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

呼 1351 第 報

報

公

訓

典

北

(漁獲物の陸揚げ)

第7 漁獲物は、天災その他やむを得ない事情から委員会が特に認めた場合を除き、承認証に記載された陸揚港以外に陸揚げ又は、他の船舶に転載してはならない。

(承認証の携帯)

第8 操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは委員会が交付する承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

(承認標識の表示)

第9 承認を受けた者は、取扱要領別記第9号様式により、承認標識を操業期間中、当該漁船の見やすい箇所に表示しなければならない。

(承認の取消し)

第10 承認を受けた者がこの指示に違反したときは、委員会は当該漁業の承認を取り消すことができる。

(操業の届出)

第11 次に掲げる海域において固定式刺し網漁業等を操業しようとする者は、委員会に届出をしなければならない。

次の点60、点59、点58、点57、点54、点55、点50、点51、点48、点49及び点60の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

点60 北緯43度10.1分の線と東経139度29.8分の線との交点

点59 北緯43度10.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

点58 北緯43度50.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

点57 北緯43度50.1分の線と東経140度9.8分の線との交点

点54 北緯44度20.1分の線と東経140度9.8分の線との交点

点55 北緯44度20.1分の線と東経139度59.8分の線との交点

点50 北緯44度30.1分の線と東経139度59.8分の線との交点

点51 北緯44度30.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

点48 北緯45度00.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

点49 北緯45度00.1分の線と東経139度29.8分の線との交点

(操業協定の締結)

第12 承認を受けた者及び届出をした者は、操業の秩序の維持を図るために、当該漁業を営む者及び他種漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。ただし、操業協定を締結しなくても操業秩序が維持される等特別の事情があると委員会が認めた場合は、この限りでない。

(漁具標識の設置)

第13 承認を受け又は届出をした者は、敷設中の漁具の両端に蛍光塗料を用いた漁具標識を水面1.5メートル以上の高さに設置するとともに、当該承認船名及び所属漁業協同組合

名を明瞭に表示しなければならない。

(漁獲成績報告書の提出)

第14 承認を受け又は届出をした者は、当該漁業の操業を終了したときは、遅滞なく漁獲成績報告書(取扱要領別記第6号様式)2部を委員会に提出しなければならない。

(指示・指導事項の遵守)

第15 操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認め、指示・指導した事項に従わなければならない。

(承認事務等の取扱い)

第16 承認の申請又は届出に係る事務の取扱いについては、別に定める「固定式刺し網漁業、流し網漁業及びはえなわ漁業承認等事務取扱要領」によるものとする。

(指示の有効期間)

第17 この指示の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

別記1

宗谷支庁管内共同漁業権漁場区域内

次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点15、点16、点17及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

海岸線とによって囲まれた海域

基点第1号 枝幸町と雄武町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第2号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第3号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第4号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第5号 宗谷岬北端

基点第6号 稚内市大字声間村と大字宗谷村の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第7号 ノンチャツ岬北端

基点第8号 金田岬北端

基点第9号 種島北端

基点第10号 スコトツ岬北端

基点第11号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点(西岸)

基点第12号 又リ岬南端

基点第13号 利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第14号 利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第15号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点第1号から43度30分25.000メートルの点

- 点2 基点第2号から45度25.000メートルの点
- 点3 基点第3号から47度30分25.000メートルの点
- 点4 基点第4号から50度25.000メートルの点
- 点5 基点第5号から0度8.500メートルの点
- 点6 基点第6号から333度30分19.000メートルの点
- 点7 基点第7号から0度30分11.900メートルの点
- 点8 基点第7号から286度15分の線と基点第8号から76度25分の線との交点
- 点9 基点第9号から0度3.000メートルの点
- 点10 基点第10号から295度17.500メートルの点
- 点11 基点第11号から233度10.800メートルの点
- 点12 基点第12号から206度10分15.700メートルの点
- 点13 基点第13号から213度30分19.000メートルの点
- 点15 基点第13号から202度23.000メートルの点
- 点16 基点第14号から157度15分13.500メートルの点
- 点17 基点第15号から261度30分19.200メートルの点

別記2

留萌支庁管内共同漁業権漁場区域内

- 次の基点第15号、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 基点第15号 幌延町と豊富町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第16号 初山別村と遠別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第17号 天売島ㇿ岬北東端
 - 基点第18号 天売島赤岩中央
 - 基点第19号 建設省国土地理院三角点(川尻)
 - 基点第20号 増毛町と留萌市の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第21号 日方泊岬西端
 - 基点第22号 増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 点17 基点第15号から261度30分19.200メートルの点
 - 点18 基点第16号から262度30分22.000メートルの点
 - 点19 基点第17号から321度30分20.000メートルの点
 - 点20 基点第18号から290度30分22.000メートルの点
 - 点21 基点第18号から206度30分12.000メートルの点
 - 点22 基点第19号から274度16分22.000メートルの点
 - 点23 基点第20号から302度14分25.000メートルの点

別記3

石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域内

- 次の基点第22号、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40、点41、点42、点43、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- 基点第22号 増毛町と浜益村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第23号 浜益村と厚田村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第24号 国土地理院三角点知狩から224度55分45秒254.74メートルの点
 - 基点第25号 国土地理院三角点樽川から242度36分33秒468.64メートルの点
 - 基点第26号 北海道水産部三角点水T4から53度24分50秒333.87メートルの点
 - 基点第27号 小樽市と余市町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第28号 余市町と古平町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第29号 北海道水産部三角点水T5
 - 基点第30号 国土地理院三角点幌武意から328度32分56秒77.03メートルの点
 - 基点第31号 国土地理院三角点武威ノ岬から93度33分43秒2.571.26メートルの点
 - 基点第32号 北海道水産部三角点水T2
 - 基点第33号 積丹町と神恵内村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第34号 神恵内村と泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第35号 泊村大字盃村と大字泊村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第36号 岩内町と蘭越町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第37号 国土地理院三角点弁慶岬
 - 基点第38号 寿都町と島牧村の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第39号 島牧村字豊浜と字大平の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 基点第40号 北海道三角点N35
 - 基点第41号 島牧村と瀬湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点
 - 点25 基点第22号から297度10分20.000メートルの点
 - 点26 基点第23号から272度20.000メートルの点
 - 点27 基点第24号から307度30分30.000メートルの点
 - 点28 基点第25号から332度30分32.000メートルの点
 - 点29 基点第26号から352度30分20.000メートルの点
 - 点30 基点第27号から357度30分20.000メートルの点
 - 点31 基点第28号から8度20.000メートルの点

号 1351 第

別記4

宗谷海域

基点第1号から43度30分の線以北、東経129.8度分以東及び基点第15号から点17、点16、点15、点14、点49を順次に結んだ線以北の海域から、1の宗谷支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

点32	基点第29号から359度20.000メートルの点
点33	基点第30号から352度30分20.000メートルの点
点34	基点第31号から327度30分20.000メートルの点
点35	基点第32号から312度30分20.000メートルの点
点36	基点第33号から296度30分20.000メートルの点
点37	基点第34号から247度30分10.900メートルの点
点38	基点第35号から247度30分10.900メートルの点
点39	基点第36号から287度30分10.900メートルの点
点40	基点第37号から352度30分10.900メートルの点
点41	基点第38号から310度37分10.900メートルの点
点42	基点第39号から322度30分10.900メートルの点
点43	基点第40号から322度30分10.900メートルの点
点44	基点第41号から297度30分10.900メートルの点

別記5

留萌海域

次の基点第15号、点17、点16、点15、点14、点47、点52、点53、点56、点25及び基点第22号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、2の留萌支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

点49	北緯45度0.1分の線と東経139度29.8分の線との交点
点17	基点第15号から261度30分19.200メートルの点
点18	基点第16号から262度30分22.000メートルの点
点19	基点第17号から321度30分20.000メートルの点
点20	基点第18号から290度30分22.000メートルの点
点21	基点第18号から206度30分12.000メートルの点
点22	基点第19号から274度16分22.000メートルの点
点23	基点第20号から302度14分25.000メートルの点
点24	基点第21号から297度10分22.000メートルの点
点25	基点第22号から297度10分20.000メートルの点
点53	北緯44度20.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
点52	北緯44度20.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点47	北緯45度00.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
点14	北緯45度00.1分の線と点13から点15を結ぶ線との交点
点15	基点第13号から202度23.000メートルの点
点16	基点第14号から157度15分13.500メートルの点

報 告 規 則 北

別記6

石狩・後志・留萌海域

次の基点第22号、点25、点56、点53、点54、点57、点58、点59、点60、点61、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、3の石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

点1	基点第1号から43度30分25.000メートルの点
点2	基点第2号から45度25.000メートルの点
点3	基点第3号から47度30分25.000メートルの点
点4	基点第4号から50度25.000メートルの点
点5	基点第5号から0度8.500メートルの点
点6	基点第6号から333度30分19.000メートルの点
点7	基点第7号から0度30分11.900メートルの点
点8	基点第7号から286度15分の線と基点第8号から76度25分の線との交点
点9	基点第9号から0度3.000メートルの点
点10	基点第10号から295度17.500メートルの点
点11	基点第11号から233度10.800メートルの点
点12	基点第12号から206度10分15.700メートルの点
点13	基点第13号から213度30分19.000メートルの点
点14	北緯45度0.1分の線と点13から点15を結ぶ線との交点

別記6

石狩・後志・留萌海域

次の基点第22号、点25、点56、点53、点54、点57、点58、点59、点60、点61、点44及び基点第41号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域から、3の石狩・後志支庁管内共同漁業権漁場区域を除く海域

点25	基点第22号から297度10分20.000メートルの点
点26	基点第23号から272度20.000メートルの点

- 点27 基点第24号から307度30分30.000メートルの点
- 点28 基点第25号から332度30分32.000メートルの点
- 点29 基点第26号から352度30分20.000メートルの点
- 点30 基点第27号から357度30分20.000メートルの点
- 点31 基点第28号から8度20.000メートルの点
- 点32 基点第29号から359度20.000メートルの点
- 点33 基点第30号から352度30分20.000メートルの点
- 点34 基点第31号から327度30分20.000メートルの点
- 点35 基点第32号から312度30分20.000メートルの点
- 点36 基点第33号から296度30分20.000メートルの点
- 点37 基点第34号から247度30分10.900メートルの点
- 点38 基点第35号から247度30分10.900メートルの点
- 点39 基点第36号から287度30分10.900メートルの点
- 点40 基点第37号から352度30分10.900メートルの点
- 点41 基点第38号から310度37分10.900メートルの点
- 点42 基点第39号から322度30分10.900メートルの点
- 点43 基点第40号から322度30分10.900メートルの点
- 点44 基点第41号から297度30分10.900メートルの点
- 点61 基点第41号から297度30分の線と東経139度30分の線との交点
- 点60 北緯43度10.1分の線と東経139度29.8分の線との交点
- 点59 北緯43度10.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
- 点58 北緯43度50.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
- 点57 北緯43度50.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
- 点54 北緯44度20.1分の線と東経140度9.8分の線との交点
- 点53 北緯44度20.1分の線と東経140度39.8分の線との交点
- 点56 基点第22号から297度10分の線と東経140度38.8分の線との交点

別記7

武 蔵 堆 海 域
 次の点47、点52、点55、点50、点51、点48及び点47を順次に結んだ線によって囲まれた
 海域

- 点47 北緯45度00.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点52 北緯44度20.1分の線と東経140度49.8分の線との交点
- 点55 北緯44度20.1分の線と東経139度59.8分の線との交点
- 点50 北緯44度30.1分の線と東経139度59.8分の線との交点

点51 北緯44度30.1分の線と東経139度49.8分の線との交点
 点48 北緯45度00.1分の線と東経139度49.8分の線との交点

平成十四年三月二十六日

火曜日

三〇八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課